

## 上越地域合併協議会小委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置く小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて協議会の会議に諮って置くものとする。

### (所掌事項)

第3条 小委員会は、協議会が指定した事項について、調査、審議等を行うものとする。

### (組織)

第4条 小委員会は、協議会の委員のうちから規約第8条第1項第1号に規定する委員が協議して定める委員をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第5条 小委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 小委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 小委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

### (関係者の出席等)

第7条 委員長は、調査、審議等に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

### (報告)

第8条 委員長は、小委員会の調査、審議等の経過及び結果について協議会に報告するものとする。

### (庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

### (準用)

第10条 小委員会の運営については、この規程に定めるもののほか、上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程を準用する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年10月7日から施行する。